

医学部入学定員に関する経緯

区 分	国立(42校)	公立(8校)	私立(29校)	合計(79校)
昭和56年4月 ピーク時の定員	4,580	660	3,040	8,280

○昭和57年9月「今後における行政改革の具体化方策について」閣議決定
医師については、全体として過剰を招かないように配慮し、適正な水準となるよう合理的な養成計画の確立について政府部内において検討を進める。

○昭和61年6月 厚生省「将来の医師需給に関する検討委員会」最終意見
平成7年を目途として医師の新規参入を最小限10%削減すべき。

○平成9年6月「財政構造改革の推進について」閣議決定
大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ引き続き医学部定員の削減に取り組む。

平成19年4月 削減後の定員	4,090	655	2,880	7,625
-------------------	-------	-----	-------	-------

○平成18年8月「新医師確保総合対策」
平成20年度から、医師不足が深刻な県(青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重)及び自治医科大学の計11大学を対象に最大110名の期限付増員

○平成19年5月「緊急医師確保対策」
最大285名(各都道府県最大5名(北海道15名等)の期限付増員)

○平成20年6月「経済財政改革の基本方針2008」
「これまでの閣議決定に代わる新しい医師養成の在り方を確立」とし、「早急に過去最大程度まで増員する」と記載

平成21年4月	4,528	787	3,171	<u>8,486</u>
---------	-------	-----	-------	--------------

平成22年4月	4,793	812	3,241	8,846
---------	-------	-----	-------	-------

医学部入学定員増の経緯

区 分	増員年度	増員の概要	増員の期限	備 考
* 新医師確保総合対策	平成 20 年	青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、 長野、岐阜、三重および自治医大 1 県最大 10 名まで (最大 110 名)	平成 20 年度から 10 年間 (平成 29 年度まで)	平成 16 年の人口 10 万人対医師 数が 200 未満の県が対象
緊急医師確保対策	平成 21 年	全都道府県ごと最大 5 名まで (北海道は 15 名まで) (最大 285 名)	平成 21 年度から 9 年間 (平成 29 年度まで)	
経済財政改革の基本方針 2008	〃	過去最大(8280 名)の範囲内まで増員。 都道府県毎の定員増の上限数は特設設けない。 ただし、増員後の各大学の入学定員は 120 名を 超えないことを原則とする。	期限を設けた定員増ではな いが、見直しあり	
経済財政改革の基本方針 2009	平成 22 年	地域枠 (最大 329 名) 研究医枠 (最大 10 名) 歯学部定員振替枠 (最大 30 名)	平成 22 年度から 10 年間 (平成 31 年度まで)	